

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 監査等の種類 | 財政援助団体等に対する監査 |
| 2 | 監査の対象 | 出資団体
公益財団法人 岐阜市学校給食会
所管部 教育委員会
令和6年度分 必要に応じて令和7年度分 |
| 3 | 監査の着眼点 | 令和7年度 財政援助団体等監査実施計画(以下「実施計画」という。)に定める着眼点による |
| 4 | 監査の実施場所 | 実施計画に定める実施場所 |
| 5 | 監査の日程 | 令和7年8月26日～令和7年10月17日 |
| 6 | 監査の結果 | |

岐阜市監査基準に準拠し監査を実施したところ、次のような事項が見受けられたので、検討されたい。

上記の事項以外については、おおむね適正に処理されているものと認められた。
なお、軽微な事項については、別途指示した。

[意見事項]

(団体関係)

(1) 適正な事務執行について

平成26年度の包括外部監査において「小口現金の管理規程を定めるなどして、適切に管理していく体制を早急に構築するべきである。」と指摘があった。これに対して、平成27年9月の措置状況報告は「27年1月から小口現金を設け、処理を開始した。」とのことであった。しかし、公益財団法人岐阜市学校給食会は、令和7年4月1日に至るまで、小口現金取扱規程を整備することなく、小口現金を取り扱っていた。

今後は、適正な事務執行に努められたい。